

役員及び評議員の報酬等の支給の基準規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人手をつなぐ福祉会（以下「法人」という。）の理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準を定めるものである。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事及び監事並びに評議員を併せていう。
- (2) 常勤理事とは、この法人を主たる勤務場所とし、週4日以上、法人の業務に従事する理事をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退任慰労金であって、その名称の如何を問わず費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の総額)

第3条 理事（常勤理事を含む。）及び監事の報酬の各年度の総額は評議員会で定めた別表1の額とし、評議員の報酬の各年度の総額は定款で定めた別表1の額とする。

(報酬等の支給)

第4条 役員等に対しては、勤務の実態に応じ、評議員会で定めた総額及び定款で定めた総額の範囲内で報酬等を支給することができる。ただし、この法人の職員を兼務する役員等には、これを支給しない。

- 2 役員等には賞与は支給しない。
- 3 役員等の退任に当たっては、役員等として円満に勤務し、かつ、任期満了、辞任又は死亡により退任した者に対して、当該役員等の在任期間に応じて退任慰労金を支給することができる。ただし、この法人の職員を兼務する役員等には、これを支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第5条 役員等に対する報酬の額は、別表2のとおりとする。

- 2 役員等に対する退任慰労金の額は、別表3のとおりとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤理事に対する報酬は、当月分を翌月15日に支払うものとする。

- 2 理事（常勤理事を除く。）及び監事並びに評議員に対する報酬は、職務にあたった都度支払うものとする。
- 3 退任慰労金は、退任後2か月以内に支払うものとする。
- 4 報酬等は現金により本人に（死亡により退任した者の退任慰労金にあつては、その遺族に）支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 5 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を除いて支給する。

(通勤費、旅費等その他の費用)

第7条 役員等には、その通勤の実態に応じて通勤に要する交通費を支給し、その職務の執行に当たって要した旅費等その他の費用については、職員給与規程及び旅費規程に基づき支給する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

- 1 この規程は、平成29年6月19日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、役員等の報酬・費用弁償規程は廃止する。

別表1

報酬の総額は次のとおりとする。

理事	5,000,000円	(常勤理事を含む額)
監事	700,000円	
評議員	300,000円	

別表2

1 役員等の報酬額

評議員会、理事会に出席の都度及び職務執行した都度、一人一律次の額とする。

また、源泉徴収する所得税等の税率が変更になった場合には、その税額を差し引いた金額が千円単位となるように報酬額を変更できるものとする。

理事	5,340円	(常勤理事を除く。)
監事	5,340円	
監事監査業務	12,640円	
評議員	5,340円	

2 常勤理事の報酬額は次のとおりとする。

月額	230,000円
----	----------

別表3

退任慰労金の額は、次の基準に在任期間の年数を乗じて算出した額とし、10万円を上限とする。

また、在任期間の算定で1か年に満たない月数については、就任日、退任日が月の途中の場合はその日の属する月については1か月とし、6か月以上を1年として算定する。

常勤理事	在任期間1年につき	10,000円
理事	在任期間1年につき	5,000円
監事	在任期間1年につき	5,000円
評議員	在任期間1年につき	3,000円

- 附則
- 1 令和元年源泉徴収税額変更に伴い監事監査業務報酬額を変更。
 - 2 令和2年源泉徴収税額変更に伴い監事監査業務報酬額を変更。